

量水器購入仕様書(井水用100mm)

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、熊本市上下水道局(以下「当局」という。)が、受託者(以下「納入者」という。)に発注する量水器(以下「メーター」という。)の購入に適用する。

2 適用法令及び適用規格

当局に納入するメーターは、計量法関係、水道法関係、日本工業規格及びその引用規格(最新版を引用する。)、その他関連する法令、その他関連する関係法規及び適用規格等による。

3 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、以下に示す日本工業規格及びその引用規格。

- ・JIS B 8570-1(水道メーター及び温水メーター第1部:一般仕様)
- ・JIS B 8570-2(水道メーター及び温水メーター第2部:取引又は証明用)
- ・JIS B 7554 (電磁流量計)

4 保証事項

納入品の保証期間は、受渡完了の日から1ヶ年とし、この期間中に故障の原因が納入者にあることが明らかな場合は当局の指示に従い修理又は取替をしなければならない。

5 疑義の解釈

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合は当局、納入者協議のうえ対処する。

第2章 仕様

1 一般的仕様

メーターは、その使用目的に適した強度及び耐久性を持つ材料で製作しなければならない。また、表示機構は、読みやすく、確実に、かつ、明白に計量値を目視出来るものでなければならない。

メーターは計量法に基づく型式の承認を受けたものでなければならない。

2 メーターの種類

口径	計量部	水量表示 (指示部)	接続方法	備 考
100	たて型軸流 羽根車式 電子式	液晶デジタル	上水フランジ	補足管付 隔測(電文・パルス出力) 伝送線 15m 表示器付

3 計量特性

口径	計量範囲 Q3/Q1= R	流量値(m³/h)		全長
		Q1	Q3	mm
100	100	1	100	750

4 メーターケースの表示項目

上ケースには材質記号を鋳出または打刻する。

下ケースには口径・鋳造年・材質記号・製造業者の名称又は登録商標・流れの方向を表記する。

5 検定証印又は基準適合証印

メーターは、計量法及びこの関連法令に基づいて、検定を受け、又は検査(承認を受けた型式に適合することを確認するため指定製造事業者が実施するもの)を行わなければならない。

メーターには、検定証印又は基準適合証印いずれかの証印を付ける。

検定又は検査は、納入期限の日の属する月、又はその前月に実施する。

6 表示項目

JIS B 8570-2で規定されているもの

- ・計量単位(m³・L)
- ・Q3の値、Q3/Q1の値(R=値でも可)
- ・型式承認番号
- ・製造業者の名称又は登録商標
- ・製造年(西暦)
- ・製造番号
- ・流れの方向
- ・取付姿勢(水平はH)

7 表示部・回転指標

メーターの液晶表示部には、漏水・電池電圧低下等、各種警告表示を有すること。

メーターの回転指標(パイロット)として、液晶デジタル表示点滅による指標を設けること。

8 表示範囲

Q3	表示範囲の最小値
m³/h	m³
$63 < Q3 \leq 250$	999, 999. 9
$250 \leq Q3 \leq 630$	9, 999, 999. 9

9 塗装

メーターの塗装は、プラスチック蓋(両面)のみとする。

10 塗装色

塗装色は、日本塗料工業会色番号 A69-50T(空)・マンセル値 10B5/10 とする。

11 メーター番号刻印

口径100mmのメーターには、井 I53 の番号を刻印する。

刻印箇所は、メーター蓋上面中心部とする。

12 付属品

接続用ボルト・ナット(ステンレス製)の必要本数(ボルト孔と同数量)、パッキン4枚を納入すること。材質は合成ゴム(NBR)とし、JIS K6353「水道用ゴムⅢ類 硬度(HS)80」相当とする。

メーターの外部出力は「2.メーターの種類」の備考欄に基づくものとし、単位は 1m^3 で1パルスとする。電文の仕様については、東京都水道局・自動検針通信 Ver2.6A 準拠とする。

第3章 納品

1 納品場所

上下水道局 料金課(量水器倉庫)とする。

2 納入時の指示量

メーター納入時の指示量は、メーカーでの器差検定後の指針で可とする。なお、指示表の提出は要しない。

3 接続部の保護

メーター納入の際は、梱包又は透明なビニール袋に覆い納入すること。

4 器差検査成績書

メーター納入時に全メーターの器差検査成績書を提出すること。電子データによる提出も可能とする。

また、メーター器差検査成績書は、納入メーターを番号で識別できるようにすること。

5 納入日時

納入は休日等(休日等は、土曜日及び日曜日、祝日、年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)とする)を除く営業日とし、9:00～15:00までとする。納入に際しては、本市職員と事前に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。